

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2020年2月27日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)
(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

原子力規制委員会では、原子炉等規制法における検査制度について、原子力事業者による安全確保の取り組みに対する監視・評価の仕組みを強化すること等、より実効性の高い制度とするため検討を進めています。この新しい検査制度は、2020年4月1日より実運用が開始される予定であり、この運用に先立ち原子炉等規制法に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の一部が改正されるとともに、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の他、関係する規則、基準およびガイドが整備されました。これを受け、当社の保安規定の関連条文の変更および新規条文の追加等をおこないます。

今後、保安規定の変更内容について、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

主な変更内容

品質管理基準規則の反映

原子力規制委員会が新たに定めた「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則」(品質管理基準規則)の内容を反映し、検査の独立性の確保等について追加します。

輸送に係る事項の充実

新燃料や使用済燃料、放射性固体廃棄物を発電所外に運搬する場合の遵守事項を充実させるとともに、基準適合への確認行為として事業者が検査する範囲を整理し反映します。

「保守管理」の「施設管理」への変更

現行の保安規定における「保守管理」を「施設管理」に改め、設計管理や作業管理において安全のため達成すべき事項を明確化するとともに、新たに法定検査となる使用前事業者検査の実施等を追加します。

別紙 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更箇所について

- 注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子
力規制委員会の認可を受ける規定です。

以上

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更箇所について

章立てと各章の記載内容は以下のとおりです。枠囲みの項目について新規追加／名称変更をおこなうとともに、下線部の項目について必要な変更をおこなっています。

原子炉施設保安規定の変更箇所(第1編)

章立て	内容
第1章 総則	第1条 目的 第2条 基本方針 <u>第2条の2</u> 関係法令及び保安規定の遵守
第2章 <u>品質マネジメントシステム</u>	第3条 <u>品質マネジメントシステム計画</u>
第3章 体制及び評価	<u>第4条 保安に関する組織</u> <u>第5条 保安に関する職務</u> 第6条 原子力発電保安審議会 第7条 原子力発電所保安運営審議会 <u>第8条 発電用原子炉主任技術者の選任</u> 第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任 <u>第9条 発電用原子炉主任技術者の職務等</u> 第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等 第9条の3 主任技術者の情報共有 第10条 原子炉施設の定期的な評価
第4章 運転管理	<u>第11条 構成及び定義</u> 第11条の2 原子炉の運転期間 第12条 原子炉の運転員の確保 <u>第12条の2 運転管理業務</u> <u>第13条 巡視点検</u> 第14条 手順書の作成 第15条 引継及び通知 第16条 原子炉起動前の確認事項 <u>第17条 地震又は火災等発生時の対応</u> 第17条の2 電源機能等喪失時の体制の整備 第18条 水質管理 第19条 停止余裕 第20条 反応度監視 第21条 制御棒の動作確認(3号炉及び4号炉) 第21条の2 制御棒の動作確認(5号炉) <u>第22条 制御棒のスクラム機能</u> 第23条 制御棒の操作 <u>第24条 ほう酸水注入系</u> 第25条 原子炉熱的制限値 第26条 原子炉熱出力及び炉心流量 第27条 <u>計測及び制御設備(3号炉及び4号炉)</u> 第27条の2 <u>計測及び制御設備(5号炉)</u> 第28条 原子炉冷却材再循環ポンプ(3号炉及び4号炉)

章立て	内 容
	第28条の2 原子炉冷却材再循環ポンプ(5号炉)
	第29条 ジェットポンプ(3号炉及び4号炉)
	第30条 主蒸気逃がし安全弁
	第31条 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率
	第32条 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力監視
	第33条 原子炉冷却材中のよう素131濃度
	第34条 原子炉停止時冷却系その1
	第35条 原子炉停止時冷却系その2
	第36条 原子炉停止時冷却系その3
	第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率
	第38条 原子炉圧力
	第39条 非常用炉心冷却系その1(3号炉及び4号炉)
	第39条の2 非常用炉心冷却系その1(5号炉)
	第40条 非常用炉心冷却系その2
	第41条 原子炉隔離冷却系(3号炉及び4号炉)
	第42条 主蒸気隔離弁
	第43条 原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁
	第44条 サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁
	第45条 サプレッションプールの平均水温
	第46条 サプレッションプールの水位
	第47条 可燃性ガス濃度制御系
	第48条 原子炉格納容器内の酸素濃度
	第49条 原子炉建屋原子炉室
	第50条 原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁
	第51条 非常用ガス処理系
	第52条 原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系
	第53条 高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系(3号炉及び4号炉)
	第54条 使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温
	第55条 燃料又は制御棒を移動する時の原子炉ウエル水位
	第56条 中央制御室非常用循環系
	第57条 外部電源その1
	第58条 外部電源その2
	第59条 非常用ディーゼル発電機その1
	第60条 非常用ディーゼル発電機その2
	第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等
	第62条 直流電源その1
	第63条 直流電源その2
	第64条 所内電源系統その1
	第65条 所内電源系統その2
	第66条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き
	第67条 単一制御棒駆動機構の取り外し
	第68条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査
	第69条 原子炉の昇温を伴う検査
	第70条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査
	第71条 運転上の制限の確認
	第72条 運転上の制限を満足しない場合

章立て	内 容
	第73条 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合 第74条 運転上の制限に関する記録 第75条 異常発生時の基本的な対応 第76条 異常時の措置 第77条 異常収束後の措置
第5章 燃料管理	第78条 新燃料の運搬 第79条 新燃料の貯蔵 第80条 燃料の検査 第81条 燃料の取替実施計画 第82条 燃料移動手順 第83条 燃料移動 第84条 使用済燃料の貯蔵 第85条 使用済燃料の運搬
第6章 放射性廃棄物管理	第85条の2 放射性廃棄物管理に係る基本方針 第86条 放射性固体廃棄物の管理 第86条の2 放射性固体廃棄物の識別管理 第86条の2の2 放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理 第86条の3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 第86条の4 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 第87条 放射性液体廃棄物の管理 第88条 放射性気体廃棄物の管理 第89条 放出管理用計測器の管理 第90条 頻度の定義
第7章 放射線管理	第90条の2 放射線管理に係る基本方針 第91条 管理区域の設定及び解除 第92条 管理区域内における区域区分 第93条 管理区域内における特別措置 第94条 管理区域への出入管理 第95条 管理区域出入者の遵守事項 第96条 周辺監視区域 第97条 放射線業務従事者の線量管理等 第98条 床、壁等の除染 第99条 外部放射線に係る線量当量率等の測定 第99条の2 平常時の環境放射線モニタリング 第100条 放射線計測器類の管理 第101条 管理区域外等への搬出及び運搬 第102条 発電所外への運搬 第103条 請負会社の放射線防護 第104条 頻度の定義
第8章 保全区域	第105条 保全区域
第9章 施設管理	第106条 施設管理計画 第106条の2 設計管理 第106条の3 作業管理 第106条の4 使用前事業者検査の実施 第106条の5 定期事業者検査の実施

章立て	内 容
	第106条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針
第10章 緊急時の措置	第107条 原子力防災組織 第108条 原子力防災組織の要員 第108条の2 緊急作業従事者の選定 第109条 原子力防災資機材等 第110条 通報経路 第111条 緊急時演習 第112条 通報 第113条 緊急体制の発令 第114条 応急措置 第115条 緊急時における活動 第115条の2 緊急作業従事者の線量管理等 第116条 緊急体制の解除
第11章 保安教育	第117条 所員への保安教育 第118条 請負会社従業員への保安教育
第12章 記録及び報告	第119条 記 録 第120条 報 告
添 付	添付-1 原子炉がスクラムした場合の手順(第76条関連) 添付-2 管理区域図(第91条及び第92条関連) 添付-3 保全区域図(第105条関連) 添付-4 長期施設保守管理方針(第106条の6関連)

原子炉施設保安規定 の変更箇所(第2編)

章立て	内 容
第1章 総 則	第1条 目 的 第2条 基本方針 第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守
第2章 品質マネジメントシステム	第3条 品質マネジメントシステム計画
第3章 保安管理体制	第4条 保安に関する組織 第5条 保安に関する職務 第6条 原子力発電保安審議会 第7条 原子力発電所保安運営審議会 第8条 廃止措置主任者の選任 第9条 廃止措置主任者の職務等
第4章 廃止措置管理	第10条 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置 第11条 解体撤去工事等 第12条 対象施設・設備等の供用終了確認 第13条 汚染状況の調査及び評価 第14条 安全貯蔵措置 第15条 工事の計画及び実施 第15条の2 不燃性雑固体廃棄物の保管区域の設定 第15条の3 管理区域内の解体撤去物等の区分 第16条 工事完了の報告

章立て	内 容
	<p>第17条 廃止措置のために導入する装置</p> <p>第19条 施設運用管理業務</p> <p>第20条 巡 視</p> <p>第21条 手順書の作成</p> <p>第23条 地震又は火災等発生時の対応</p> <p>第35条 異常発生時の基本的な対応</p>
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p>	<p>第39条 放射性廃棄物管理に係る基本方針</p> <p>第40条 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>第40条の2 輸入廃棄物の確認</p> <p>第41条 放射性固体廃棄物の識別管理</p> <p>第41条の2 放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものの管理</p> <p>第41条の2の2 放射能濃度確認対象物の管理</p> <p>第41条の3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p> <p>第41条の4 事故由来放射性物質の降下物の影響確認</p> <p>第42条 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>第43条 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>第44条 放出管理用計測器の管理</p> <p>第45条 頻度の定義</p>
<p>第7章 放射線管理</p>	<p>第45条の2 放射線管理に係る基本方針</p> <p>第46条 管理区域の設定及び解除</p> <p>第47条 管理区域内における区域区分</p> <p>第48条 管理区域内における特別措置</p> <p>第49条 管理区域への出入管理</p> <p>第50条 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>第51条 周辺監視区域</p> <p>第52条 放射線業務従事者の線量管理等</p> <p>第53条 床、壁等の除染</p> <p>第54条 外部放射線に係る線量当量率等の測定</p> <p>第54条の2 平常時の環境放射線モニタリング</p> <p>第55条 放射線計測器類の管理</p> <p>第56条 管理区域外等への搬出及び運搬</p> <p>第57条 発電所外への運搬</p> <p>第58条 請負会社の放射線防護</p> <p>第59条 頻度の定義</p>
<p>第9章 施設管理</p>	<p>第61条 施設管理計画</p> <p>第61条の2 設計管理</p> <p>第61条の3 作業管理</p> <p>第61条の4 使用前事業者検査の実施</p> <p>第61条の5 定期事業者検査の実施</p> <p>第62条 廃止措置対象施設の維持管理</p>
<p>第10章 緊急時の措置</p>	<p>第63条 原子力防災組織</p> <p>第64条 原子力防災組織の要員</p> <p>第64条の2 緊急作業従事者の選定</p> <p>第65条 原子力防災資機材等</p> <p>第66条 通報経路</p> <p>第67条 緊急時演習</p>

章立て	内 容
	第68条 通報 第69条 緊急体制の発令 第70条 応急措置 第71条 緊急時における活動 第71条の2 緊急作業従事者の線量管理等 第72条 緊急体制の解除
第11章 保安教育	<u>第73条 所員への保安教育</u> <u>第74条 請負会社従業員への保安教育</u>
第12章 記録及び報告	<u>第75条 記 録</u> <u>第76条 報 告</u>
添 付	添付－1 保管区域図(第15条の2関連) 添付－2 管理区域図(第46条及び第47条関連) 添付－3 廃止措置対象施設の維持管理(第62条関連)

以 上